

共卅本

成形圖說

農事部

六



特	別
二	一
144	
6	

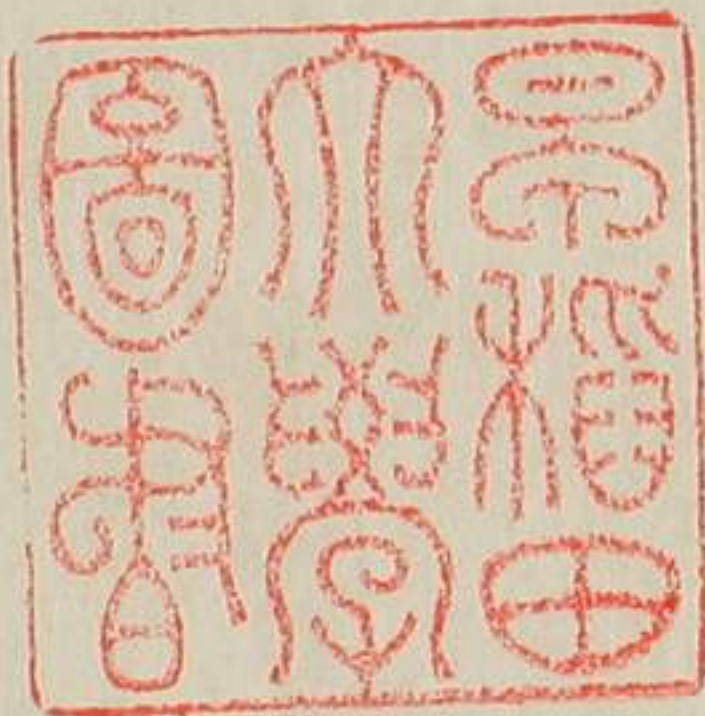


門加 /
號 144
卷 6

成形圖說卷之六

目錄

田賦 ノ
稅則 ノ



成形圖說卷之六

成形成圖說卷之六

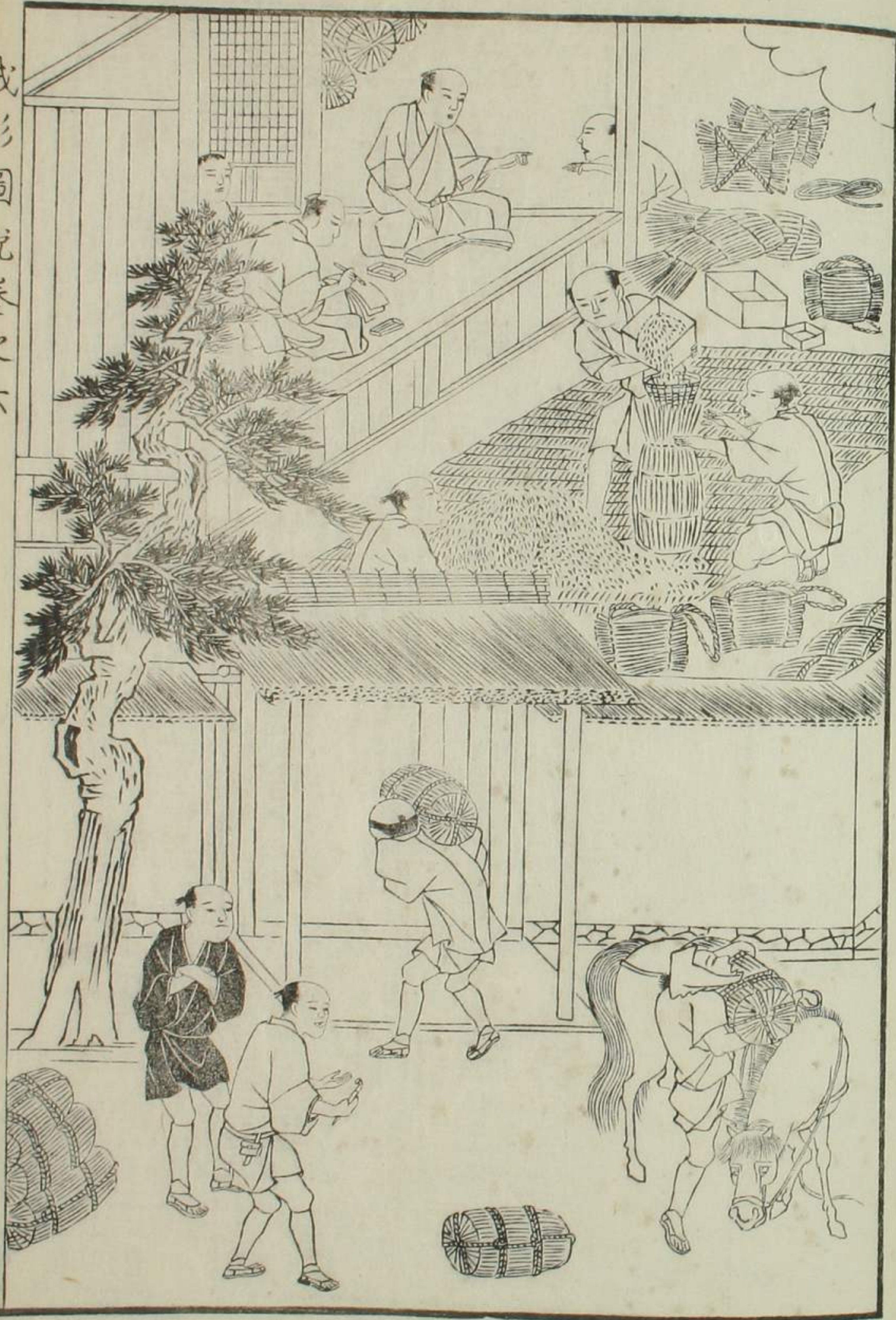
農事部 田賦類

多知加良 書紀〇亦知加良と計を阿里多知加良とハ田力
 税と知加良と漢を租税と主税の職あり民の勤と檢めると
 運喜式ハ吟味ハハ主税の職あり民の勤と檢めると
 智紀收畿内之田税と云々
 大知加良 同上凡税と於保知加良と漢ハ正税也租と多
 神稅者三分之供祠具其後分給神主又古語 御調古
 拾遺ハ諸社封稅と云々
 記〇傳曰神の給集にみけハ物と受納ハ周禮令諸侯春人貢秋
 と詠り亦云土貢即御調あり貢ハ于壇墀と云々
 獻功又任土作貢と云々
 子宗廟ノ物進と云々
 の所清獻上物あると云々
 成形成圖說卷之六

紀返之凡吾邦の歳貢夏ハ起四月盡九
 月秋ハ起九月盡明年三月六日式ニ由
 苞苴と訓大贄ハ皇朝御食津國々々
 種ノ品を貢獻云贄ハ本新饗の義不
 膳式に諸國貢進御贄云々收贄殿擬
 云と又古事記の速贄ハ當年の初物
 人の大贄又同紀仁德帝兄弟天下
 瀛海其贄と推ハ國土の大贄と初
 或ハ宗顯仁賢ふとの清ありと讓
 御德行と税稻北山濟物東鑑奉綿千
 物成と日次紀曰百石の中或八分七
 地子延喜式○今の地料あり永正中
 別々姓等年貢地子錢以下無沙汰事
 收納今字音ヨ

田賦春秋○說文 賦稅 租稅以上史記○字典凡稅皆
之總名也一 田稅禮王 田租魏志文帝復賴 年糧通賦
又云宋德宗時揚炎作兩稅法夏 稅子地稅以上文
輸不及六月秋輸無過十一月 年助朝鮮
 蕃名レニテ

夫田地子租あるハ和漢の通規ありて人君之と受て天
 子代て人と書ふの存とす所ありその財成ハ農夫子
 由といへとも其功ハ公造化の力あり故に天子代て人
 と治るもの之と諸民子取ハ固より其理ありいふ
 ハ民皆農ありて今の高賈のくまきと是と田地子賦て



租ありしなり故に式等にて正税とありハ公田の御米を
 上子ゆりし漢書文帝除田之租税言農與買俱出租
 故除田之租則勸農也又宋仁宗慶曆間議欲弛茶鹽之禁
 及減商稅范仲淹以為今國用未省歲入不可闕既不取之
 山澤及商賈必取之於農與其害農孰若取之商賈と
 ありし蓋西土の始自虞夏時貢賦備矣と云田子賦
 ありハ書の禹貢もあつり其傳云賦謂土地所生以供天
 子前漢刑法志云畿方千里有稅有賦稅以足食賦以足兵
 註賦謂發賦斂財也古今原始云唐定租庸調法有田則有租有身則
 有庸有戸則有調每丁租二石絹二疋綿三兩自茲以外不

得横斂按通鑑唐紀武德二年太宗初定租庸調法凡授田
 者一歲輸粟二斛稻三升謂之租歲輸絹一疋綾純
 二丈布加五之一綿三兩麻三斤或輸銀十四兩謂之調用
 人之力歲計日間加二日不役日為絹三尺謂之庸加役廿
 五日免調卅日免調按衣食貸財ハ固天地の生所ありて人
 子主するハ之と窮りて諸民に配する奉りありて人
 弟の條理ありて政と云ハ祭法存して人君親
 々々祭里を以て時ハ國の大小郡を以て皆祭を以て
 立てて其預りの地產を以て神祇に享里天地の生德を報
 以て後國家の用度と達し百姓の撫育と絶さじ因ら
 ずハ國司とは國官宰と云ハその奉祀具ありしもの
 ハ海川山野乃種々の物と横山のたぐひ種是と云ハ

植物とし宗社に供へ祭礼終て法人に頒賜ふ延喜式に
皇神を奉し餘とば平く聞食むとあるは彝典ありて又孝
德紀謂先祭神祇而後應議政事の類亦凡はべし其をく
我太古 天照大神の 皇孫に斯國を授賜して吾齋廷
之稻穂當御於吾兒と勅ありて天下萬民の奉貢田穀又種
種の御調物と受納むへや嚴重大詔と兼傳ありとば天
津日嗣と申ありつそ大業成嗣くに統御あり始て蓋大
嘗乃禮祭祀此亦此より出て人君天地乃生物と私に
ふかちけり乃謹敬明の上下に宣告て行ふ是 皇國
貢獻の大本也上謹敬乃政とて天産成奉て下民に施し

あつてもつてハ下民を名誠敬の心よりして人君を奉て
平徳澤と其恬敬て私を用ひあるよし蓋人情天然の道
小してとるありとも免舜禹孔子のぶつとも人君を奉
として世に順祀とせり本より史周紀より日祭月祀時
享歳貢終王先王之順祀也朱子云税給宗廟百神之祀天
子奉養百官禄食庶事之費とんりり韃韃天竺を金人
如来の名目と造て存せしむる帝勅た道の地と
いづとも奉祀奉職の通ありざるはふし然も天地間の
君をさへあるはこれればは人の心もふくま
るはく有司等天産の衣食を以て私のもつと考へ違ひ

愛欲嗜好のまゝに興奪と自由し目前の者ハ惠ケミと加
しよミも編ミく國邑ミは乃ミ神ミと國用給タスは及ミて是ミ亦ミ
く苛刺の改ミを望ミする是先王祭政の衰ミと失ミふて愛憎偏
頗の私ミ子ミあミるミがミあり且ミ又ミ下ミに興ミるミはミされミバミ民情
ゆミらミりミ我ミ修ミと働ミくミ常ミ子ミ節ミ儉ミと勤ミてミ甚ミくミ窮ミるミハミ割
て赤貧ミをミ賙ミしミ位ミより太道ミて田産ミと持ミたミと不能貨財
者ミも夫ミ々の中ミに仍ミるミより共ミも下ミに生ミきてハ諸人ミと
共ミも天産ミと受ミるミべし然ミども天命ミ者ミあミるミ次天の生ミ漸
く久ミく人智ミ日ミにミ寔ミて直道ミと以ミ法ミとミと迂ミ一ミ心ミし勤
まミれミバ邪路ミを走ミて有ミ目私ミと乃ミし人情ミ離叛ミて人君ミ滅敬

の道と奉ミふと能ミむこの逆亂ミと畏ミて乃ミ刑罰の辟ミと嚴ミめ
し威讓の命ミと布ミるミむミより去ミるミは奉法の令ミ田賦の制
之ミと上ミに取ミるミのミを考ミへミ遂ミて無理ミのやミうミ怨ミを思ミふ
ハ共ミも其ミを紀ミふ奉順ミし臣民ミと貴育ミらミるミの存ミ意ミとミ
ざれミバ也今復ミこれミと古ミにミ稽ミふミるミは崇神紀ミ曰ミ官無廢事
下無逸ミ民教化流行衆庶樂業異俗重譯ミ來ミ海外既ミ歸ミ化ミ是
歲 天皇十二年秋九月始ミ校ミ人民ミ更ミ科ミ調ミ役ミ此ミ謂ミ男ミ之ミ弭
調女ミ之ミ手ミ末ミ調ミ蓋ミ 天皇光ミ子ミ鴻基ミと治ミ遠ミく皇猷ミと張ミて
外國賓服ミし天下太平ミあり因ミ大田田根子ミ命ミと以ミ祭主ミと
し神祇ミの圭田ミと定ミむミと人ミと乃ミ前ミに謂ミ祭祀ミの衰奉職

の道其茲子出て我 邦租税の始必礼典の賦ありて之
他ハ男女の調庸の之上子取玉いしあり弓弭の調ハ今
乃太刀馬代比おしく手末の調ハ後の手作布の属あり
御鎮座本紀曰男弓弭之物大乃小乃矢楯鉞鹿皮角猪皮
忌鋌忌鋌類是也女手末之物麻桶綿柱天織具荒衣和衣
荷前御調神功卷子新羅既子服事して毎年貢男女之調
類是也
常以八十船於是高麗百濟二國自来永稱西藩此三韓朝
貢の始ありて亦男女の調と稱し其後仁德紀五十八
年冬十月吳國朝貢受東晉之禪都於江東故此紀書曰吳
國實則清寧紀三年冬十一月海表諸蕃並遣使進調所謂
秦漢華胄歸化もるものありて遂に世と爲て絶むるし

て民田を租あるに至りてハ封建の制郡縣の法を今皆治
革あり抑萬國を修て一人子取玉いしおとは 孝德
天皇より時より本紀大化元年八月朔詔曰隨天神之所奉
寄方今始將修萬國中遣使者於諸國錄民元數中白雉三
年春正月班田既訖凡田長三十步為段十段為町段租稻
一東半町租稻十五束又調庸の法ハ是より前大化二年
の詔曰凡絹絶絲綿並隨郷土所出田一町絹一丈四町
成足兩謂之足倍長四丈廣二尺半絶二丈二町成足長廣
同絹布四丈長同絹絶一町成端別收戸別之調皆布一丈
二尺凡調副物鹽贄亦隨郷土所出中以五十戸充仕丁一

人之粮庸布一丈二尺庸米五斗凡兵者人身輸刀甲弓矢
 幡鼓（ナカフヒコ）とあり令義解曰段地獲稻五十束束稻舂得米五升
 即於町者須得五百束也（是上田一町の率あり五百束ハ
 四百束ハ廿石十束の搗米五斗也下田三百束ハ十五石
 百束の搗米五石也下田廿束ハ二石五斗也凡稻一
 束と云ハ一把ハ十二合とあり人の片手ニ搗と一把
 ハ吹ぬハ一束ハ二十合とあり稻一束あり米五升と得
 ハ舂て得米とハ舂て搗米とあり夫一町
 の積子稻五百束と得と云れば舂米よして二十五斛
 ちどあり而も孝徳紀の租法一町の粗稻十五束と云れ
 る需米よして七斗五升也二十五斛の内より僅七斗五
 升ちど年貢よ納るよとなすは三十三分の一にして一分よ

租稻一束五把得米一升此大升也（一升此大升也と云ふ由は古者十合の
 諸書に大升ハ三升と受と云ハ減大升の三升ハのりと云
 るべし減大升ハ二升五合と受其三升ハ七升五合也古
 格凡稻一束五把ハ一段の租より一町ハ七斗五合也古
 斗五升と云ふ合て而七斗五合の搗米あり夫令前租
 法云くと云ふは白雉の後租法改て重ありしよや續
 紀文武天皇慶雲三年遣使七道始田租法町十五束と
 云ふは白雉の時既も町租十五束と云ふと又始田租十
 五束法と云ふは其中間の事云知べし又元明紀和銅

六年二月始制調庸義倉等類五條同七年官符タリキキス絹絶六丈為足調布四丈二尺為端庸布二丈八尺為端高布二丈五尺為端コレナガ若れども元正紀養老六年の官符タリキキス公私出挙取利十分之一タリキキス當時尚薄税タリキキス通證曰 本朝之制以封建也舊矣至 孝德朝始立郡縣之制平治以降漸復為建國然守尉非王人鎮制仍戰國雖規模相似而其去古也遠矣秦六國之滅ト天下併て郡縣トしトハ六國の諸侯皆讎敵あり帝ハ我 國家社稷襲封の土地ト兼并アヒて其賦税ト一人ト納ルや

子タリキキスハハトきタリキキス白石史論ハハ孝德紀の田租ハ一町ト米七斗餘絹一丈布一端ト若れバ其民ト取ルの租法ハ西土三代の時ト薄ト輕斂トあり拘儒曲士周の九一税法ト天下無双の事ト稱ルハ我ト邦典ト惜シのト次田賦ハ和漢ト古今ト大ト變改ト考ヘ國史延曆十六年詔曰古者什一而税謂之正中三代因循頌殷作矣國家薄征利農勤恤民隱是以制令之日田一町租定為二十二束其後有勅處分減為一十五束云々是即白雉慶雲の制ト恒武帝の詔ト古者什一の税ト

慶雲の東田賦又重くありしや按子弘仁式の上田一段地子十束中田一段八束下田一段六束下七田一段三束とあり是ハ以前の租法一町子十五束とありし準し視まバ一段子一束の地子ハ甚しき重征あり蓋調庸の賦と除きその賦法ありしや延喜主税式ハ據子凡公田獲稻上田五百束中田四百束下田三百束下々田一百五十束地子各依田品令輸五分之一若總計國內所輸不滿十分之九者勘出令填但不堪佃田聽除十分之二其租一畝穀一斗五升町別一石五斗皆令管人輸之とあり式の時ハ五ふ一の納あり自後よむてハ天運漸く澆季よ

轉て世の事跡文ありて事無は道國用廣く繁く横敵の俗起りしや始慶雲の頃より唐國の制度多に倣ひ玉ふしと出末つて又事よのと拘里多しとありまめきて皇祖親戎装とあり詰問答つるの天威おとろへ玉ふし似てさしめぬとありしとありし醒代とせし後まづも將門紙友が逆侍東西に報きまめぬとせしハ時運の志ありしとありし所とありしとありし上文華は流て武事と次と朝憲の海外に震がふがゆゑありしとあり是に就て世のありきまめども中へんは之と上右に記て之と當玉子終むべきも也抑文と師とせむとて武勇の尚ぶとありしとありしハ何れも志ありしとありし武勇より發去とありしとありし但客氣はありしとありし通理を學ばれ

ハ血建暴勇ハして犯陵の衆と免かれ頃ハ又文學の
ミ子偏バ懦弱辯僂みて大事子盡ガこし申昔人の乃行
ハせど勇士ハ義とまんして恥と志重分と叙して名と
軍ハ武士よりお子善道と善仁骨ハ天性子傳るとも
さすのやうにうとてんれ智仁骨ハ天性子傳るとも
王室の式微一の縉紳は多く武家より昇進
たる有りて平忠成ぶとさ風雅はさへはり
富士の裾野は軍ぶちし水禽の羽音に驚き京まで
止るは怒られし死を畏るるもハありれど
平家奢修の中子長より因ハ弟ての所他文柔なるに粗
ハ義氣の涵養爲く武事よりなりハ
之と在昔子考る子上天子の御身をど推偉しく洪平小
疎くまり天の永命とを長くめどたかりハ
後鳥羽天皇文嶰も信子おはせし上后如采女とさ
去ハ壽永ハ寶剣の没ぬりと惜ませられ親明の刀とさ
一送るもい初て西面の侍とをばハ皇威の陵夷と歎

かせしむ北條氏が不逞と誹錮するもこの蟹原とや
出さるんさうと當時の事証しするもの子帝の武事と
智い終ふハハ分と惜まわさるればいふはたうど夫ハ
おら世しハハ分と惜まわさるればいふはたうど夫ハ
條氏觀餽の禍心と包藏し源將軍の後世とみたりまで
奸殺しおのの権柄子募んが為帝乃蒙一ある者の所願
と尊い進徳と引出しハ其後君も忠忠人と忠謀せし
不ぞに帝既子征討の由と義時兼て存る事
也と云て直子兵と答ハ綜子攻上りるるとして
唯し天子親う鳳輦と圓して攻下るるとして
鮮曹と免て衆と斧鉞の下子誤りハ建武の亂出づ
せめて日本竟もいふあるべし
農ハハ南朝子臣事ハ北朝子羈縻とせられ
とんハ南朝子臣事ハ北朝子羈縻とせられ
塔宮勅答やせせハ幾とありるれば太平記ハ大
乃意あるべしは武の二道同く立て治むべき
ハ今の武より臣若判賢深衣の解も飯し虎賁猛將の威
と帝は利氏が漢と信しあし斯人ともく直義が過殺子
妻しあふさうせいとくは惜ま事りハ當時の忠考録とん

みハ楠中將と第一とし次子新田義貞とてその義兵阿蘇
多しと餘満もいれりされは義兵さしその武將
よておはしられども勿當の内付は謀と惜て大軍の擧
とたづししるを勇断なきは似て軍功空しく後の律と
辨されし楠正行の高師直が吉野の宮女と出たり
と進付て取返され志くは敵感あて其の宮女とす
御りしと武人の志くは敵感あて其の宮女とす
に一假の契と結ばれしとて固く辯て交付りし
ハ義貞の志くは無隔せし是道義と守りし忠孝の勇烈
ふるむし夫人の悦ぶ所ハ妾を甘肯あして富貴の厭
ふ所ハ學問演武あり故に治る女として従容との
武事と多りぬまげ士氣逸豫み安して徳の遊藝も日と
暖うし筋骨と若し心志と困むる女と多し奈と好
と昇て風俗日と類て高貴と類と向くし進みたる
節修のより書まわしし移りしとてその人情ハ移り
易きとのめて我と吾同志の交りて色不引親めりし
まは其の人乃風儀を怨むるに似たり何れも何れも
うせ風子移るとのめて君上と仰きたる風儀ハ高
でいせよて人君侍守生道と其の質素と法好何りて

ふれ浮華此風儀の如くはあきまをさす時ハ下とまで
然と婦と名めて質素と勤る事より文學の進り得る
奈風流の政ハ費用の起ると功くと野望あり根本
と中子車此多輪乃出ると一と勝てハ政ハ仍進む
申みれ又ハ漢かまきとせし道理と釋しハ通ゆ人の
兼不中ハ其の道路より人ハ急とわくも下と取
穿あて一生と全くはの事也武の道ハ弓馬劍槍の技
長し不中ハ上の宰相次第に用せられしとあり
道理の如くは人の押あつてはどしてハあつては
出せハ然不中の技藝と習ふ人の聽とせし此義の立
く未練さすし進道ハ自然と致さぬとありし何
あつて人の風儀の二つは武と武の二つは道よりあり
兼在風流のありて果ハ情弱の素質ハ隔るありし
しり凡國ハ風あり土ハ俗あり申むりハ俗の國
土の風俗とて来て我の風俗ハ俗あり申むりハ俗の國
とのせしれしハ俗ハ似て此と其ふとありし

皇國 推古以前數百世文字も亦く禮制を備らざれど
と其世の人から乃とがれてせき為に治まれば天地の宥
ハ自然乃人通ありて情も亦かまひしげゆきなるを
就中 諸尊祓除の功化より清浄なるをせよと風の儀
みて死穢と忌と乃俗習ありてわたり西土の人ハ
不潔なるを多く浴らざるを稀らして寸布も湯と後
ハ皮膚と拭ひふくめたり或は廁を塗て毛を洗ひて
るも何り或ハ脚布盤まで菓子と油一食物と懸ゆる
彼の志くせり亦 邦までハいふるも持刺すも
より虫て水つうものハ亦く細骨と擣禪榻ハ分列
る事ぞかし又唐人ハ万ハ氣弱く外癖より血のいり
とんせハ情おのきき友律の死しむるも傷哭み及ぶ
ハ彼ハ愛情の厚やといふハ其殘忠せざるハ日存人よ
より朋友までよも連累つゝ又生かざるハ肉と骨
里或ハ人々を殺し車まで殺むるハ刑罰あつて常紫
室ハ入て久しげ連日其香と煙えげ鮑魚の肆ハ常住
純ハ其腥と忘るの樂もてそ風習の志と述くるハ
よしとも性ともあるや我 邦ハ乃ハ常の禮と又
もむも性ともあつてハ波ハ馬牛と驢と常の禮とし

君と弒殺しておとせざるハいつたや田氏曰
西土の風文餘ありて武きり歴史も程録して事機
と阿也まてる去とあまこたゆ力量も程れ子庶して
も何れも味も亦る人ども日かんと相撲としてハ
も顔て怒らるん 圃見録曰唐人力を極て日存人ハ劣
るハと氣に多り彼地めても日存人ハ七ハ八人と
と擣て汗を流し大息と嘆き僅ハ十歩二十歩の程
鮮ハ懃息ありて大息と嘆き僅ハ十歩二十歩の程
るありと風土俗の異なるをわたりて性質も亦各
み出て學級思慕の情ハ名目文書子拘るも亦さし
やハ其情もあつて女ハ好むは凡眼ハ其色と悦ばし
ふあまがぶとく女の好むは凡眼ハ其色と悦ばし
思ひ通して志も亦く行爲ハ悦ぶも亦さし君
父子乃恩愛思慕を我々多く天賦ハ生立たる所ハ
わしろるれきては多く天賦ハ生立たる所ハ
まえと或ハせりたるわらふも生立たる所ハ
心の根々よし何しからぬハ正ハ生立たる所ハ
ゆらぎ結がまると性までと正ハ生立たる所ハ

下候は取さげ色やけ上りる人の仕色ともつたあるべ
し又礼儀とく一どと人懐ひもつたハ互に香をりお
蓄人ハあぶらく久くは急忍てハ互に香をりお
つふしく大猫の性分といゆわゆる枕席此省ハ礼儀あり
まハ何ぞとて人といふれ枕席此省ハ礼儀あり
多あは人の情實せうしりりて現ハ日本に面紙さ
せやうだと策でたきまつけても現ハ日本に面紙さ
礼儀あり上御男女の差もその面りもて婚姻の理目
ハ夫婦互に愛するのあはるがのおのりもあはる
きいとれせと義公の言ハ忍れぬハ恥かしは是ハ辱
てとさは敢てせられぬ心かゝり其ハ恥かしは是ハ辱
いといふ種より心かゝり其ハ恥かしは是ハ辱
この事乃沸かぬ氣まはるハ言極斗いハ是ハ辱
非の勢よとおさつちるが御我の辱あり是と名目
て禁制刑罰ともたむらひありはるはしりるは上せの
せハハ地かき熱ありありはるはしりるは上せの
心減に賤つき居る者百濟王のおれ他はよと奪ふと
志くはあま前けさるを利口潔と財方ふり付とるそ
勢ハ化されし馬子も君と結まわらせんとは同しと

る解法太子あどりの色と文飾憲法と他出されくど
と生息乃本根うつぬぬけと校案よからりるはま
子事餘文あするぶど事 さて其中葉の子は姑く急死東
鑑子實朝の時関東諸御領乃貢可被免三分二假令毎年
一所次第巡儀をぐしと何里是ハ一所づつ旋其租地
免して諸領が一度免るまハ何れ三ふしてそ二
と百姓も共あると特の令まはる高初^{ツツカミ}の租法推して
知るべし或書に楠中將ハ十分あしてそ二と納めは
と何りは時諸國の百姓子集りて山林を七^{ヲリ}居候より是
利氏の時より四分ふして十分して四と收て六と百
姓も照するの法を行つり異存本日記に尊氏諸國の守

護として五十の一の軍賦と輸せしと高經の執事たる
よ及び又よ令として二十の一なりと云ふ是より
と云と法好よし又へ王將軍家譜より尊氏使細川和氏監諸國
租稅之事、和氏悉押公家之領地、以為武士軍忠之食祿、於
是師直等私領皆倣和氏之所為、撰関大臣以下諸公家皆
到師直宅、歎訴之、尊氏直義聞之、僅分授領地、とあり、是後
文祿四年豐太閤九條法制の中より天下之賦稅三分り二
者地頭取之三分り一者百姓自取之、餘さよしと云り
當時の田賦は田一畝より福一石六斗粟ハ一石二斗と首
とて村の位次小二斗より小賦又下り村の畑ハ下村

乃畠より一升下りも賦る也、其賦米の升ハ々々升寸
法内矩、闊方四寸九分、深二寸七分、ふして梁りけし、深小
梁成あり、收係賦あり、此より由て歎る小延喜の頃ハ一
町より一石五斗の租賦あり、此中女よりハ僅一畝より一
石六斗の稅歛あり、一畝ハ十畝とせし、一畝より一
町とせし、一町の一畝より一畝より一町賦よりと
一斗の租と云ふハ一町より一斗は十四石六斗と云
上への益元也、蓋是より一斗は倍布の油、唐土も
租と云ふは倍元は是と云ふと云ふのとも取るの賦あり
ハ早きその賦重くあり、の理あり、○孝謙紀寶字二年

勅曰吏者民之本也敷遷易則民不安居久積習則民知所
從頃年國司交替皆以四年為限斯則適足勞民自今以後
宣以六載為限省送故迎新之費按王制云諸侯聘於天子
五年一朝朱註謂燕賜厚而納
比年一小聘三年一大聘
貢薄納貢從薄不匱其財也 承久記曰 日本國中侍
ども昔ハ三年の大番として一期乃大事と申立郎從眷屬
よあるまで是と曉とより去りども力尽て下りし時ハ
手いりり又つりり菘笠とぞまかけ徒跣ましてりり
何り是京の漸直子産材と費し後の立も何ぐらぬやう
に貧乏して帰國せしつり或書よじりり強倉子清
也一年して在國三年の限程あり三度目の出息とぞ

一年参直の費給と支ふは三年の出息よて一年の
調度と償がくくありしと一程は乱世の初ハ百餘を
業と支ふがゆゑよ山跡に逋匿て山寇跡伏とぞして人
と掠劫くくを以て下くハ貧乏して謀叛一揆と企が
きやうに民と愚て下りりり税法とまきくあり又徳とれ
ハ勢とまし勢と抑ゆとば恩根と銜てれよなぶるよ公
家の領地と押しりりり是ハ唐の樂天が養鷹篇よ飽
きしよば殺さぬとれハ訓とて人事と出とてたもよ
似て物と事との漸ともいふし終り終り徳仁の亂よ入て
是利氏の世と終るまで生民の塗炭極まりありし

金革と冠て風子梳重雨子浴子將士の之れと捨め國
 城もりの大事は要するゆゑ其は武功を建てて子城も堪
 ざる者より費はまし又戦ふとも農業ハ一日として
 休息をなすべしされども其城士人の外と向又も其を累
 城碎き敵誅撃は比すればその報報懸隔あり其國より
 治安は屬すといへども士類の軍田地なきものハ上よ
 り某々の福被給て扶持せしはむに上の租賦徴出と
 弥急よして農夫の勤勞を就はハ軍國を愛するといふ
 一是を兵農二ハふまて治乱俗は是よりすなりありき
 備あり況や大化紀元より享和改元に至るまで蓋一子一

百五十有餘歳まゝ之とらふべし今代邦君文武の職
 と兼國民と子育せしは實に 大家盛徳の至り果平の
 極とり次至し夫氣運一とび變て前代の礼樂復用
 登りては唯南を乃務城知ましく民各をふとほより急
 るハましとらふしははまなり

取箇 和訓 粟取數の象ありとるべし故に箇の字を用う郭註は
 箇ハ為枚數ともいふなり或曰取所あり今之と所務
 と云所と畧てかゝる在所と何利加住處と須負かま
 云の例あり今按に即取毛と通なり取毛といふハ考て
 るべし

取毛 毛ハ穀より諸國風土記子に幾毛田幾毛取の
 事ありとるべし凶年乃租と毛取ありといふ 賦武

升と為て糶米コメに依りてハ五合或ハ五合ノも有る大概ハ五合
 ありしあり俗に之ハ比定スと云されバ田一段の成福一
 歩一升積まれバ叔ハ三石ハ斗ノ積ルよりして一石ハ斗ノ積ル
 里持統紀ハ田租口賦ノあり一人ノ斗ノ賦ルより凡一
 年三百六十斗ノ積ルバ一日一人ハ五斗ノ積ルより
 又昔ハ一段と三百六十歩ノ又仕官の稟祿ノも一段
 の命ノと云ふともいり厘取段取ともハ此ノ昔法より出
 たりなり固本録曰一升毛一斗是と定率ノと云一升毛五
 分取ハ七斗五升也九合毛ハ九斗ノ取ル斗七升ハ五斗也
七斗五升九斗合毛ハ八斗ノ取ル斗也次第ノより七斗ハ五

合寄あり又中田盛ニ下十三斗ノ取ル斗五斗ノ取ル
 下田十一斗ノ取ル斗五斗ノ取ル斗五斗ノ取ル斗五斗ノ取ル
 け八合毛ハ八斗ノ取ル斗五斗ノ取ル斗五斗ノ取ル斗五斗ノ取ル
 九斗ノ取ル斗五斗ノ取ル斗五斗ノ取ル斗五斗ノ取ル斗五斗ノ取ル
 地ノの位ノと賦ルと叔ノと量ノと盛ルて租米ノ決定ノの各ノより上田十
 五畝一段ハ一斗五升中田十三畝一段ハ一斗三升下田
 十一畝一段ハ一斗一升下田九斗也上田の斛盛一
 石五斗ノこの穀一坪ノ一升ノ取ル斗一斗ノ取ル斗一斗ノ取ル斗一斗ノ取ル
 ありて来一石ノ五斗ノと云ふ是と云ふ納あり七斗五升
 のノなるハ一歩三百歩ノの積ルりて云より四斗五斗

の時ハ右の一石五斗は口とくけて斗九と云口とくハ口と
斗ハ口と
して口とく公税六斗と民請貫行日田畑の斗代不感ハ
澤とくとも也海ハ渡るぐし民請貫行日田畑の斗代不感ハ
塩地の時一石土斗五斗バ十乃感と一石斗何と
バ十二盛と名付此丸園の法同公六民又公五民の丸
何り公六斗より言も者一斗も丸園の法同公六
みして下斗換蓄すく下取積の法同公六民又公五民の丸
ままで法も積て差ふたも一斗も丸園の法同公六
代ハ両小判金十斗を石六斗代として永納とし上斗の丸より
と下斗とすゆと上斗ハ三斗一銀納ありて石四十八
丸の積両より名二斗斗斗斗より名二斗一丸米下

なる仙臺五石代米澤と名代此斗所々に替り世傳は
を録ハね違をし今云ふくの有毛取とくハ昔ハ掃米
里しと世地方掛の人は法同公一統五分くの取とも
五分くの取ハ米も名あは二割として斗ハ米五
斗ハ米五斗として秋漁と糞代家内糞乃料と成計ハ地面
お付と海軍式のも懸りともしてハ浮役軍上斗の小物
成計作得の内より出せば名目と丸ハ田村を替り然
せ烟猪の村ハ海より一斗も名ハ帯も食く之し村役
人の心は番きあともあり
六歳内の中一戻一戻一石ハ斗
位有といつた一戻一戻一石ハ斗
とんぬ罪上斗ハ一斗一戻一戻一石ハ斗
里上斗ハ一斗一戻一戻一石ハ斗
成計作得の内より出せば名目と丸ハ田村を替り然
せ烟猪の村ハ海より一斗も名ハ帯も食く之し村役
人の心は番きあともあり
六歳内の中一戻一戻一石ハ斗
位有といつた一戻一戻一石ハ斗
とんぬ罪上斗ハ一斗一戻一戻一石ハ斗
里上斗ハ一斗一戻一戻一石ハ斗

糞代と上方ハ限二十石程あり買米ハ金一分計カハ
申の取ハ准ちるがぬく上方と國東と地面の位ハ上と
申程の違ハ有等の中ありに利穀と云れバ造りの違
し然ハ上方百姓ハ作工寧成等し餘方の他ハ大郡
るより亦より土地の羅とハんは免相亦者法し羅
申よりハ少免強者れバがけくのろい言乃はして耕
作ハ必ハ入支免高クあらバ一海爺てはは移出ハ
至し買米ハ田多き村ハ百姓買米の違とハいふ
村方の諸方より上方買米の違とハいふ買米一石ハ
曰浪納の時浪三石目ありは石三升の買米と石ハ
升の買米と引相場五石目ありは石三升の買米と石ハ
米夫年一石一斗一升五合と云はれ其又一石ハ一
割と加ハ一石一斗一升五合と云はれ其又一石ハ一
石三斗三石目と割四石九斗一升
○越石とハ百石の村
四合の元米買出と云はれ
て段別十町あり内五石此段別五町ハ御料也又五
十石此段別五町ハ私領あり是ハ甲乙不足ありハ

越石ハあし一方不足ありて其不足の方ハ御領より
私領の方ハ米次ハ御料より括して越石と云村より村
ごとさして越石と云又御米官地十石分持と百姓より
御料の身ハ或ハ五石三石と云も越石といふ越
石ハ物屋汁と云高掛法段ハ出だ○税則の陸障と云
おと先々村の上申下乃三等と説決ハ此地の上申下乃
三等と云はれし固て定代の高と云るも其地ハ肥瘠
其村の盛衰法障の運輸都鄙の遠近又ハ麦粟の多寡
して産業の豊と約と糶米の多寡とを察して附穀の
輕重優威の視疎密を辨し定むるを凡穀

八子^{ハチコ}成^{ナリ}熟^{シク}易^{カク}る^ル子^コ地^チも^モく^クと^ト決^ケる^ル擬^{タテマ}ぶ^ルむ^ムり^リと
 て^テ始^{ハジ}終^{シマ}附^{ツキ}穀^{コク}と^ト完^{ケル}ひ^ヒる^ルと^ト何^{ナニ}も^モ無^{ナシ}く^クは^ハ又^{マタ}年^{トシ}も^モあ^アる^ル不^フ
 熟^{シク}す^スて^テ水^{ミヅ}旱^ノ旱^ノの^ノ災^{ナシ}何^{ナニ}も^モ地^チ々^々生^ナ災^{ナシ}の^ノ多^{オホ}少^{オホ}と^ト審^{シラ}察^サく^ク熟^{シク}不^フ
 熟^{シク}の^ノ年^{トシ}數^{カズ}と^ト計^{ケル}て^テ千^チ中^{チュウ}分^{ブン}と^ト執^{ツク}て^テ附^{ツキ}穀^{コク}と^ト完^{ケル}ひ^ヒる^ルと^ト亦^{マタ}よ^ヨし
 と^ト一^{ヒト}里^リ又^{マタ}穀^{コク}ハ^ハ格^{カク}地^チの^ノ後^{ノチ}席^{セキ}上^ノ小^コく^ク深^{フカ}い^イて^テと^ト亦^{マタ}よ^ヨし
 と^ト何^{ナニ}り^リ然^{シカ}と^ト波^ハ此^{コノ}土^{ツチ}宜^{ヨク}越^ス較^{カク}考^{カウ}て^テよ^ヨく^ク附^{ツキ}穀^{コク}の^ノ多^{オホ}少^{オホ}と^ト志^シ
 里^リて^テ山^{ヤマ}次^ジ魚^{イサ}し^シ平^{ヘイ}壤^{リョウ}録^{ロク}云^ク秀^{ヒデ}吉^{キチ}將^{マサ}薩^{サク}摩^マ田^{テン}地^チ丈^{シヤウ}量^{リヤウ}起^キ税^{ゼイ}以^{ヨリ}京^{キョウ}
 倭^{ヤマト}捕^ツ之^ノ至^シ於^ニ肥^ヒ前^{ゼン}肥^ヒ後^ゴ是^レ謂^フ文^{モン}祿^{ロク}の^ノ賦^シ法^{ホウ}と^トて^テ千^チ里^リハ^ハ村^{ムラ}里^リ
 の^ノ上^ノ中^{チュウ}下^カを^ヲ子^コ田^{テン}一^{ヒト}段^{ダン}と^ト米^メ一^{ヒト}斛^{コク}と^ト租^ソと^トし^シ市^チ地^チハ^ハ一^{ヒト}斛^{コク}之^ノ
 斗^トと^ト租^ソと^ト次^ジ但^シ上^ノ中^{チュウ}下^カの^ノ差^サ何^{ナニ}も^モ里^リ又^{マタ}官^{カン}所^{ショ}ハ^ハ租^ソと^トし^シ
莊屋名
との如

きき是^レ一^{ヒト}段^{ダン}と^ト米^メ一^{ヒト}斛^{コク}之^ノ賦^シと^ト烟^{エン}高^{カウ}加^カく^クる^ルの^ノ
はは^ハる^ルに^ニ米^メ一^{ヒト}斛^{コク}之^ノ賦^シと^ト今^{イマ}と^ト治^チ革^{カク}差^サ字^ジ何^{ナニ}も^モ按^アて^テ延^{エン}喜^キ
 主^{シュ}税^{ゼイ}式^{シキ}は^ハ五^イ畿^キ七^{シチ}道^{ドウ}の^ノ諸^{シヨ}国^{クニ}大^{ダイ}上^ノ中^{チュウ}下^カと^ト分^クて^テ之^ノと^ト四^シ方^{ホウ}と^ト
 配^{ハイ}と^ト遠^{エン}近^{キン}中^{チュウ}乃^ハ制^{セイ}何^{ナニ}り^リ凡^{ソドモ}諸^{シヨ}国^{クニ}貢^{クニ}調^{テウ}庸^{ユウ}者^{シャ}越^エ後^ゴ佐^サ渡^{タク}隱^{イン}岐^キ三^{サン}
 國^{クニ}並^ニ限^リ明^{メイ}年^{ネン}七^{シチ}月^{ゲツ}長^{チヤウ}門^{モン}國^{クニ}限^リ四^シ月^{ゲツ}伊^イ豫^ヨ土^ツ佐^サ國^{クニ}限^リ二^ニ月^{ゲツ}是^レ並^ニ
 自^シ餘^リ如^シ令^レ其^ノ陸^{リク}奥^{オウ}出^{シュツ}羽^ウ兩^{リウ}國^{クニ}便^{ベン}納^{ナツ}當^{トウ}國^{クニ}西^シ海^{カイ}道^{ドウ}納^{ナツ}太^{タイ}宰^{サイ}府^フ
其出納帳金附
証稅帳使申送と^ト從^{ジュウ}淺^{セン}ふ^フハ^ハ令^レよ^ヨん^ンと^トり^リ又^{マタ}書^{シヤク}島^{シマ}貢^{クニ}云^ク
 百^{ヒャク}里^リ賦^シ納^{ナツ}總^{ソウ}木^キ本^{ホン}全^{ケン}二^ニ百^{ヒャク}里^リ納^{ナツ}銚^{シウ}木^キ日^{ニチ}銚^{シウ}
半稟去
及日結四^シ百^{ヒャク}里^リ粟^{モク}五^イ百^{ヒャク}里^リ米^メ註^{チュウ}粟^{モク}穀^{コク}也^ヤ内^{ナイ}百^{ヒャク}里^リ為^シ最^{サイ}近^{キン}故^コ并^ニ禾^カ
 本^{ホン}總^{ソウ}賦^シ之^ノ外^ノ百^{ヒャク}里^リ次^ジ之^ノ只^シ刈^キ禾^カ半^{ハン}稟^{リン}納^{ナツ}也^ヤ外^ノ百^{ヒャク}里^リ又^{マタ}次^ジ之^ノ去^ク

藁鹿皮納也外百里為遠去其穗而納穀外百里為尤遠去
 其穀而納米蓋量其地之遠近而為納賦之輕重精麁也是
 也カクセと云ふ界の遠通と云く賦の輕重と參定カクセは
 あり國語孔子云先王制土籍田以力而砥其遠近賦里以
 入而量其有無任力以夫而議其老幼と云ふおれし而
 分西土の田稅ハ諸省各要地の厚薄肥瘠を隨て收穀
 の多寡稅課の輕重各一定と云ふと云ふれども大抵元法
 則よりと云ふと云ふり十八史畧云元以耶律楚材言始定
 天下賦稅上田每畝稅三升中田二升半下田二升水田一
 畝五升高稅三十分之一五戸出絲一斤以給諸王功臣湯

沐之賜鹽每銀一兩四十斤永為定額今浙江一處の田穀
 稅課はよ上田の田ハ畝毎小穀子と收と云ふと云ふ糙米と
 倣とと三石納選銀三錢納米五升と云ふ中田の田ハ每畝
 小穀子と收と云ふと五石糙米倣とと二石五斗納選銀一
 錢二斗納米二升と云ふ下田の田每畝小穀子と收と云ふと四
 石糙米倣とと二石納選銀一錢納米一升と云ふと云ふ
五厘有奇是是是一升と盛の量也此方の京量と云ふ
計ハ合ハ勺四抄七撮の實積あり故に唐山の一
石ハ此方の五斗八升四合七勺あり餘ハ量の部
少右三子の田地收穀異に課稅と此方の畝法升法よ
 て一段の積ありて算すりふ上田一段小穀京量と云ふと六

石一斗二升軍磨少して三石六升なりとて上納銀五錢
二分二厘俵米五升合あり申田一畝穀京量より五
石一斗半磨りして二石六斗五升上納銀二錢九厘俵米
二升餘あり下田一畝穀京量より二石八斗半磨りし
て二石四斗上納銀一錢七分四厘俵米一升五合餘あり
是即我上世延喜式の受納の則と合し今之と上世と
推して漢興ておもしろく秦の爰法書と横き斂越重し
て民と惡しむし貧かしくおもしろく下さるるの或政と評し
或兵起るといふわらわらしくおもしろく後と是反て秦乃
運二世の苦しみとして自滅と招く所ありと故に漢乃祚

越ゆるまわく租斂の輕きものと三代といつども又慚がは
らあり周公謹云自井田之法廢賦名日繁民幾不聊生
獨兩漢為最輕非惟後世不可及雖三代亦不及焉自高惠
以來十五稅一文帝再行賜半租之令至十三年乃盡除而
不收自是之後守之不易重之以災傷免租初郡無稅行軍
勞苦者給復陂湖園池假貧民者勿租賦又至於即位免祥
瑞免行幸免民資不滿二萬免而逋租之民又時貸焉何與
民之多耶此三代而下享國所以獨久者蓋有以也文献通
考云賦稅必視田畝乃古今不可易之法三代之貢助徹亦
只視田而賦之未嘗別有戶口之賦蓋雖授人以田而未嘗

別有戸賦者三代也不授人以田而輕其戸賦者兩漢也賦之重者已不可復輕遂至重為民病則自魏至唐之中葉也今清の明の代は蓋亦漢の租法と畧相似たり韓事品彙曰朝鮮ハ毎年都裏より八道一敬差官とて一人とて下して田作と見分つて一年の年貢用捨わり運上ハ十分のつとれとて敬差官ハ正道とて擇て云付る也集義外書曰本邦王代ハいつより及むとて民家の代と成るも直法は用もつて古の制の殘り事ありまれふあるは守小管十一の貢ふハ過次日本は土地ハ廿四乃法ハ用とて一とて日本は土地

の操成新よとてハ皆黄法と用たり或同今乃製を四と分より四と分は姓より六分地とて一なり今日本は十一の法は用おは六分少也とて武士ハ一年も立とて却て私の課とて一とて答云四と分にしとて一とて貢とてより四と分は姓とて一とて云ハ上田とて五錢入とて田とてより水田落とて富とて成事能来よりとて貢とて来て田賣ふハ年貢とてあり也中田ハ六と分は姓とて貢とてより下田ハ十と分とて二斗とて貢とてより八斗とて貢とてハ立とて一とて一とて農とて一とて一とてこれとて軍とて民とてあり也

地主といふものゝぶらり後のごとく城下におく
 屋敷をめぐりみるは、ありませぬ。ありは、農田を
 ずして十斗一銭出し、よりありは、士族扶持するも、
 いとせむし、農田より茶、餼、質、煮にして、騎、奔、を、
 ありしけり。ありは、みち、ありは、士族、ありは、
 城上より扶持するも、ありは、士族扶持するも、
 て、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 是不足農田ありは、ありは、ありは、ありは、
 いや、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 り、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、

越後まがりにある。○或は農民を業よりいへば、
 奔里を家自然と不辨するは、是津令のまがは、
 とりて、麗然として天下流風のまがは、
 屋の白氏部會より出でて生活とありは、
 おのり、ありは、ありは、ありは、ありは、
 りて、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 むづ、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 の基本とありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 りて、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 りて、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 りて、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 りて、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 りて、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、
 りて、ありは、ありは、ありは、ありは、ありは、

て手と拱し^{クシ}游惰の生と好ハ是一端の事ありて早走人
情ハ別々^{ハレ}と云しなれども是は苦む何ぞ存業を捨て別
ざり^{ハレ}と奔し^{ハレ}や従来諸侯の家用身の不足と賄ふ^{オキテ}は假貸
倍徒^{ニシテ}て大賈巨商の爲よ唯伏せられ止ふ^{ハレ}と得じて
百姓よ震欲^{スル}と云しきハ百姓力と云て業を勤む^{ハレ}と
常々^{ニシテ}奴隷寒と免^{ガレ}と云しと忍び固自燃
と都門よ出て賣家の奴とまりて快^クと人情のあはれ
ととらふ^{ハレ}と云し^{ハレ}然ハ百姓と哀愁^ヲと云し子のごとく
其業と勤めて有餘あり有餘ありて後園内の人めと改
て外境よ奔ら^{ハレ}と云し^{ハレ}一村と云しと合カと同一樂土の

地と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}は誰^カの^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
法^ハよ由^テて地力と致し國よ益あり人よ助ありと云し^{ハレ}
きハ先^ニ始^メ財と費^スと云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
一める^{ハレ}百姓安堵^ス一凶威^もも懐^ク湯^も及^ズと云し^{ハレ}ばい^{ハレ}と云し^{ハレ}
倭者^トして都門風流の俗^をを^カと云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
獲^ルと云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
情^ハある^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
門と末^とと云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
國よ移^シと云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
移^シと云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}
都門ハ交代^{して}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}と云し^{ハレ}

登りて俗禮を拘り外親と事とし心參り肉熟し我儀
の民情形骸辛苦の俗よりとく五穀辨へど四辨動じ僅
き書と誦し過れば揚々自得より早く嬖臣頑童を太媚戲
まで金を痴と善成し適英特の資あると一くび國政を
執んと欲して外心の政と馳つども物態人情と解ぞ
れは目前の苟且と務く一日弊へくと月弊あり月弊を
まがぶともれども歲弊あり年弊と積て皆不便な
つまり国内舉て空虚なり是前より謂基本と動りよ意
なく習俗を纏縛がなまり於是有志の法を醒然として

左右世官の國は益を事と懐里係り處士浪客の世故は
老の事情は幹するに因じと敬まれば何國輕視して一
藩指揮と交ざると憚る故に人主は先言 邦の國賊と
知て国内の民情を達し自然の法律定規を立て基本と
ましく風俗の正しきと先とてくし但法律ハ一代を立
て右の律今よりいづれとていづれと何れも賢才と奉て良
者と録りて夫人の智量ハ賢愚を悉く各限あり賢
者ハ賢と進め愚人ハ愚と親じ是自然の姿なり唯我の
智を賢と及むといふと賢と得て臣とすれば是我の
智を及むより齊桓公ハ夷吾と臣とし蜀劉備ハ孔明と得

つらの頼桓公劉備ハ其智管仲諸葛亮あぶかどといふど
賢と申て國を利するハ我の智なりがあまり○是言
轉てつづきふと何り管子晏子あときこの語を解きて
天下國家の事と治るとつづよハあつぎはづし況や後
の是等の事と紙上あ議するもの、漢籍のまら義理
と讀むつらなまをて天下國家の事と我々申よ何
うをまくおもふらんハ陰陽師のめの上つづげとも
あつじ新井氏の書るものも學問の事ハ後あ謂つけ
やき又申て何ゆぬ東坡のつひしどくにてその事
久しく言通あらんハわりがつし叔世にむり遠あき道

ハつされぬ勢あるとされと必だ行ともなくまらんハ
腐儒あよ何あどげ愚庸の人きん孔子大聖あさるもの何
らまあして容あられどて道のたさるとさると顔淵と
いこれし道の行るとつづよハいづまの世とて行るまし
まよハ何あむむ世よ何あむむハなるとあつぬもの行わ
里一あ世あ畢あていうまありともあつハいりおも行る
づしこあつこの行ぬハめれ憂あり世の行もぬハされま
でのよあつづし人の善あぶづき事とあつが依りて憂
へあんハいりあつづきどなく人の善とあしは事と
おもふんのハおのれが為の學といつづぐづいづわ

る事せまじとせむが善はまじむの道ふしてこれ
ぞ人の為ありぬ学ありべしきうらば今日の学びも先
よりぬ事のため有^レやあやとよくくんはる日うつべ
き事ぞかし夫老列莊諸氏より始て佛氏の學のぶと
明徳の事は何^レむと^レいふべうらばされど天下國家
の事の大經大法もむていおが彼の事のごくにてそ
獨^レと^レ治むるは善ふとありともむむる善ふはいつごと
し管子のぶとき區々の齊と補て天下諸侯と九合しそ
功ハ孔子既^レ仁とめて稱られき今もそ書とんるは政
事はあつてきうらばき事なきふもいつごと晏子の書

も亦これに次ありされど孔子の學はおける門人つ
よ從事せし業ハ詩書礼樂の道も仁と問われとめて
きあし又邦と治と問は韶舞とめて答つられしうら
晏子ハ時の賢大夫と稱やとありとて孔子の事をバ
禮樂と事とし驕奢のものとそ君ハいつのいふはこ
は晏子禹の道と宗とし儉とそいつは一狐裘三十年其
甘の迫きとあは餅やとそいつは夫天子諸侯卿大夫
士庶貴く儉とそ宗とし礼の節文あくあはんゆハ
鳩濛未判のせよと似てんもされ孔子の言ハ周公の才
美ありとも驕且各なりハ觀まらばとそいつはこの

驕ハ奢侈といちぢ人の氣高く揚て人とんト馬の
鬻蹄の氣あるがたうくお世縁の人より病ありまの
りみも其痛うん時ハきもてさく下より上へはと
の中がさきばを氣うんハ好く下よりものど
やさるべらんさて又桀紂のぶとさと世の暗主とん
ゆるハ怒あり其智け諫を拒み足らるとんえ秦始皇の
如きも十三より位子昂三十よたるさめ時ハ古國と
あもせられそ習ハ醒人と侮られしどめりて政事
も一絶ハ一斛の上書とんれしと中傳くしれど
臨氣たうく己うんと師うて古と師とやど監首

と愚ふし刑罰を嚴ふし威武をよて世と志ハむべきと
の志わがよて志うも天下の財と府庫ハ聚斂められし
故ハ一代の功とむかしくてさかどに併せられ天
下と二世あらざるに失きさりこれを驕と者とのふ
き前あらむやされバ國家と治め事業と勤あんとお
むと先歴史の類と涉獵し古今の當否と照るべし
その諺ハ歴ハ大學一書よよし四書小學よし
ぞうハ西く志うべし眼とふさぶては物の
死らるべき理ハ方よなき事也或曰管仲晏子は視て
治術と法に何くさハ似たり夫齊管仲乃功と典ゆ

るとあるは唐魏徴の迹も不義ありども其れども蜀孔
明におけるひより二子と比較は益うども昭烈帝の復
興城あり也をより仁とほり今新井子り梁紂不逞乃
資と奉るハ為るすの言ふく其之と放伐せり乃非
よ及ざる蓋所好は阿るありども且彼ひとの記載同
稽よ出る少くは豈論定ととるよ是らに耶何とさる
にかういざる佐久間文明曰夫遠古者邈不可言可言
者堯舜禹湯文武周公孔子也儒者謂先聖而尊信者也而
其制治之初見者唐堯也堯之治天下也舉舜於側陋試旃
於百揆而遂讓天下是舉業所由起雖安其世然萬世之亂

階也其故何者惟其法傳而舉者非其人也且三王更作
崇變更貴建明爭端斯肇讒妒斯兆小人多善人少常也善
人朋少小人黨多故善人多不得在位小人常在位易相或
以年或以月甚至以日後相者舉前相之非欲更張以取稱
譽故法日更政日紊偶舉得一賢百不肖並進賢者常以避
賢為力小人者常以害賢者為力自非聖王在上則下常爭
然聖王不常出雖欲毋爭奚得哉故居亂常多矣舉業者其
初志既在宰相人各懷覬覦之心人心之動騷亂之本也是
非舉業與貴變更之所致乎譬舉業者若天之下墜地之上
浮中間甚逼人各謂獲上也天浼地尤不亂而何俟焉管子

所謂四民四處各一其業見異物而不移焉定其心志之術
有故乎然則何以治天下也我邦神聖皇帝以知聖賢不
常出故不取賢能公卿大夫世祿官人家決不取諸於庶
人除官以秩一建純粹之法而使世世守之不變是以臣無
爭下無企望之心以不變更政不紊雖君不賢臣不肖以一
率遵法後王之政先王之政也所以恆治安也以法與以人
之異也法者常存人者不常賢所以我治彼亂也是以建制
之超軼於彼可知矣彼邦建五刑之目加以笞法雖公卿大
夫或斬之於市或尸之於朝朝授相夕謫之夕與金紫朝笞
之條理煩冗纖法蛛網舉手觸法搖足陷罪刑愈多犯者愈

多其醜至宮刑谷我邦也公卿大夫罪不過竄錮庶人之
刑二放逐與死刑有稍二三差等耳且以公私二條判之犯
公法者不赦私者暨小過者措不訊其親戚規之而已故刑
甚少矣不似彼邦一朝而殺數十百人之慘也是刑罰之制
超軼於彼矣其他至冠昏喪祭之禮食飲器物之制咸勝彼
矣要之我制貴簡易彼制貴繁密簡易從繁密易惰治國
之原不出此數條而悉軼於彼非歟堯之讓也雖出於愛民
而大圯大倫矣國君死於社稷況至於天下乎雖非受於祖
宗之天下然天下重器以天下比之敵蹤其本既輕矣宜乎
後世生企望焉惠民不如常有常之大惠者小也有常則民自

安而惠在其中矣。以惠民却詒孽，千歲大矣。堯之過我，
邦學儒者亦為世計，或為識字聖人之道者。治天下之道，王
者之事也。以治天下之道為生計，其素違聖教，是舉業之姦，
流遠我邦也。文人詩人暨志博者，何訊才稱儒者，衝口說
仁義，說治國平天下，見其行不掩其言，行無過者，不免常人
凡俗不識一字，而有謹言馴行者，既出大言而與此侶為伍，
亦非可耻之甚邪。且云我邦之治安，由彼道之行矣。不識
其實而妄矯誣，可憎之甚者也。我邦入學者，凡七八歲而
就師學，法先素讀畢四書五經，或止或聞講說，少辨字義。雖
長老之側說心法，說仁義矯矯驕慢，益于眉間。雖教風之所

致大不好之事也。而非遂業覺然更轍，不趨弓馬劍槍，或田
獵或博奕，前所學者一朝而悉灰矣。纔以知角字，比旃拱壁，
故世人以為童幼之具，是以倡之者一國，而不過數人言之
者，不出其徒之外。自公卿大夫至士庶人言之者甚多矣。故
其道也於我邦甚微焉。非行也。彼邦王者自幼有師傅而
教誨，國有學鄉，有師人各游泳沐浴於其道也。可謂厚之至
者矣。是須恆保其恭，以莫頌壞固也。然居亂十而八九易代，
以十數焉。而其終也變至為胡，其道不行之邦者，恆保恭行
之邦者，曷如斯壞也。雖癡人女子猶辨識焉。况格物致知者
乎。彼常云格物致知其格物致知者不知真格物致知與否。

焉可為一笑而已彼既以百煉之道不能支其邦奚得謂以其萬分之一使我治安乎我邦之治安不可與彼同日而語也不藉彼之道炳乎其明如火矣孔子在世之時猶不能以其道化人安時況以其糟粕乎雖然於彼邦也尊信其教寔可也比我邦之教第_レ二流而已我邦之教者以歌其道溫厚和平六義之中五典自存焉不屑屑名義而名義自然行矣善明其政迹自為教人做而化矣其教不言與言之異爾我邦之制者素淳朴彼邦之制者素虛文素淳朴者其標自誠實也素虛文者其標自詐偽也其所隔雖一間治亂之二途基于斯矣春秋二百四十二年之間弑君三十六

滅國五十餘秦漢而下至元明弑君殺親害子者谷計不可盡也所謂仁義之邦曷如此哉我邦元弘後亂三十餘年天正前後五六十年所是為最保平之間源平相拒不延歲月如前九後三者以有憤於鎮臺盤據其封域以拒命耳非天下之亂也上古雖間有不逞之徒拒命不足煩一旅發即決已亦以不延歲月也故我邦居治十而八九是我邦非_レ制治之至善哉儒云人之為人者五倫暨仁義爾以之教人人被其澤是非我道輔治哉其言似是然知以五倫仁義為聖人之道殊不知我邦素以五倫暨仁義為教矣夫倫理者自然之道有人茲有此道非若異水異州之始來而滋

蔓者也不啻我 邦漢土雖夷狄亦有此道其建制之純粹
與醜之異耳周之時重九譯來獻者彼素非被聖教以有倫
理故感而來也是以可知我 邦素以五倫暨仁義建制焉
請言其委曲儒道來我 邦者肇於吉備公云如儒之言也
吉備公之前者是亡教也以所生之邦為不如夷狄無情謂之
何也 神聖皇帝統御天下傳至于今是有父子之道也命
令行百官有秩是有君臣之道也貴嫡子賤庶子是有長幼
之序也百官和睦交際有儀是有朋友之道也建干支計日
月統御有紀有冠昏喪祭之禮有宮室之制有衣冠之制有
食飲器物之制事事咸簡易大不似漢制之煩冗而迂也吉

備公之前果無教也莫異鹿猪之羣居何以得為國矣彼所
宗之聖人之道者亞我 神皇之教者大異夷狄之醜制然
其道甚駁也何者至殷湯夏桀不道以受命天極民為名起
兵伐之放桀於南巢泰然奪之天下至周武殷紂不道亦以
受命天極民為名起兵伐之斬紂頭繫旃於白旄泰然奪之
天下其為民實也使臣云君不道民不堪命恐顛墜祖宗之
天下冀孫讓於某地以某地為食邑也湯也擇桀之親戚立
之歸臣位於亳武也幸有三仁之在擇其中立之而歸臣位
於西周也名義與日月俱明矣若桀紂不聽孫讓則以兵安
置諸於小國立其親戚而歸於臣位也名義等明矣然不為

之顧奪之天下是以拯民為名其實為奪天下也孟子不言乎莫伊尹之志篡也以攝猶因其志不免篡况真奪乎於斯君臣之道始灰矣踰牆穿穴者自居惡而為惡湯武假美名而為惡其心劣穿踰者可鄙哉論者云舜禹之以讓得也湯武之以伐取也其歸一矣人之無理一胡至于此乎夫治教之原者分善惡之二而已不善善不惡惡也何由為治也宜哉後世無道常居亂也因莫善惡一定之分也以篡弒之人比旃舜禹所以道之不行也聞天為大惟堯則之又聞天工人其代之未聞以篡弒為天工則之孔子曰天何言哉四時行焉百物生焉天者雖善生生然無心不可知之者也故

聖人懼之王者在上而育衆庶者也是以倣天之生生而言則而已若湯武之言似帝者有耳目鼻口金冠玉衣而諄諄命之狀矣誣謾天甚者也又曰是所以聖人之為聖人也以為聖人之故為之是亦虛妄之絕甚者也堯舜人也桀紂人也其行以為至善之事故號曰旃聖人以為至惡之事號曰旃惡人焉弒逆者至惡之莫上者也而反曰旃聖人也桀紂之惡者劣湯武之惡也蓋曰旃賢人哉以至惡伐惡孟子所謂以燕伐燕不如之也其行也至惡其名也聖人何適從縱湯武之罪也譬其親不善而一家為之苦甚其子雖殺之可與又曰聖人以天下之心為心立武庚錄父封箕子微子宗

廟血食非滅之也是亦不倫之甚者也天下之心聖桀紂而已非聖夏殷之代也退桀紂立其親戚天下之心也其奪者非天下之心也湯武完輯之勛勞可觀也其識不及高氏幼子之見也人一日三食常也已三食而供父母以一食奪也焉得謂養也封武庚錄父封箕子微子不克一食也議論家曰某者小人亡論某者賢故論之責備於賢者也是言寔然以此觀之湯武果賢而為之也其責殊重矣非後世為篡弑者之類也然極口罵後世反聽湯武是冠屨倒施也孟子亦云聞誅一夫之紂矣未聞弑君也是孟子之私言也紂雖不道君也湯武雖賢臣也君臣者公名一夫非公名也秦誓論

告之言不得如此不言非公言也孟子應問之辭力欲掩湯武之罪者也仲尼正名之言果非與宗社至重箕子微子侶相圖屏紂也宗社全而永為周之天下然不為之以其力不足與或恐亂人臣之分之故也力不足也以人心未離也恐人臣之分也雖臣親戚也親戚猶不為之況武王乎况奪乎其罪不容誅也楚莊王滅陳也遂欲縣之而容一言之諫復之不取也可謂湯武者楚莊之罪人也非與世之眩于湯武者以治民之可法也湯武之狡黠知不治不為用故善治可謂詭譎之雄者否盍返其親戚其不返者克己欲也淮南子云夫狐之捕雉也必先卑體彌耳以得其來也彼嚴恭寅畏

夙夜畏威者，卑體彌耳，以潤色譎也。其詭譎出新莽之上者也。莽者，奪來者也。湯武者，往奪者也。其間亦若干莽也。奪之後，以仁治民，是亦一湯武也。然以虐民遂敗，智與不智之間而已。於其弑逆也，一矣。假令有千堯萬舜之治，豈蔽弑逆之罪哉？孟子行一不義，殺一不辜，而得天下，皆不為之也。者非聖人之品第乎？以弑逆不為不義，為名義大廢矣。宜乎周之諸侯，倣湯武之轍，弑逆猶稱聖人，況敵國乎？於此，彼我欲相奪攻伐，大起遂為戰國，鞠為胡履霜之警，可恐哉。是湯武施教於上，而戰國受法於下也。當周之末，孔夫子者，懷不訾之才，傑出於其間，須筆誅湯武之罪，以明大義，一洗道穢垢。

惜矣哉！其慮不出於此。反謂祖述堯舜，憲章文武，是以牛矢廁階，珠非邪於此。五典再灰矣。立制之原，雖以孝君臣之道之為重，孝者教也，君臣之道者制也。無君臣之道，不能為國，不為國，以人不得立，故君臣之道之為重也。君雖殺其親，其子不得以為讐，君臣之道重也。君臣之道既泯矣，所以為胡也。是以我邦諸侯或不道為其臣者，恐併家國，失之或幽其君而立其親戚，不獲幽其君而代立也。儻有代立之圖，上聞其罪及三族，幸以其初不出弑逆之聖人，君臣之道分明而不擾。儻縱之禍，亂胚胎于此之故也。初，大王以西伯之有聖瑞，欲立季歷，以及西伯、泰伯、仲雍知之走，荆蠻以避于季歷。

仲尼以稱焉民不得稱泰伯之賢可知立泰伯也何害西伯之為聖欲及西伯者欲大門戶也闕愛於二子使二子不得事父母其仁何處有也叛心始於大王武王終之也於此父子之道再泯矣非若堯讓舜者也堯之讓也雖詒孽於後世至大而其志為天下公也大王者為門戶私也其異堯萬萬地大倫之事集於一門可謂罪人之祖也大抵漢土之常亂者由君威之弱民威之強也其素出堯之讓與湯武之伐及崇變更貴虛文矣西伯之舉呂尚也湯之舉伊尹也尊之則不得不多祿遂習制祿君之祿十分之一為卿之祿也祿多則人多人多則威強自然之勢也故我邦制祿君之祿五

十分之一或百分之一為卿之祿也是以君威常強臣威常弱莫手反遣體之憂矣堯典曰惟狂思為聖惟聖不思為狂焉彼我之涇渭思茲昭昭矣何俟余贅言質彼以彼言莫據者以我邦之明法斷之焉

成形圖說卷之六終

